

令和3年10月12日開会

令和3年10月12日閉会

令和3年

第2回臨時会会議録

小豆島町議会

令和3年第2回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和3年第2回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年10月4日

小豆島町長 松本 篤

記

- 期 日 令和3年10月12日（火）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
 - 専決処分の報告について
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
 - 小豆島中学校体育館空調設備整備工事に係る工事請負契約について
 - 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負契約について
 - 令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

開 会 令和3年10月12日（火曜日）午前9時26分

閉 会 令和3年10月12日（火曜日）午前9時54分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	10月12日
1	藤 本 傳 夫	○
2	三 木 卓	○
3	大 下 淳	○
4	森 弘 章	○
5	藤 井 孝 博	×
6	中 松 和 彦	○
7	大 川 新 也	○
8	柴 田 初 子	○
9	森 崇	○
10	森 口 久 士	○
11	安 井 信 之	○
12	鍋 谷 真 由 美	○
13	浜 口 勇	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事 兼 総 務 課 長	久 利 佳 秀	○
参 事 兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○
参 事 兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	○
高 齢 者 福 祉 課 長	中 島 有 紀	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー ブ 課 長	真 砂 智 規	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
会 計 管 理 者	古 郷 信 子	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○
総 務 課 主 幹	相 原 隆 幸	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 竹 田 恭 平

議事日程

別 紙 の と お り

令和3年第2回小豆島町議会臨時会議事日程

令和3年10月12日(火) 午前9時26分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第10号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)
- 第4 報告第11号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)
- 第5 議案第40号 小豆島中学校体育館空調設備整備工事に係る工事請負契約
について (町長提出)
- 第6 議案第41号 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事(その10)に係る
工事請負契約について (町長提出)
- 第7 議案第42号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算(第4号) (町長提出)

開会 午前9時26分

○議長（谷 康男君） 携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、令和3年小豆島町議会第2回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、10月に入り、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象となっている地域がようやく解除となりました。香川県におきましても、現在のところ減少傾向にはございますが、急拡大するおそれもありますことから、引き続き感染防止対策の徹底にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

一方、ワクチン接種につきましては、希望される方への接種が順調に進んでおり、後ほどご審議をお願いいたしますが、3回目のワクチン接種を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告2件、契約案件2件、補正予算案件1件をご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期臨時会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 本日の欠席届出議員は5番藤井議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時29分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、2番三木卓議員、3番大下淳議員を指名しますので、よろしく

お願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

日程第4 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 次、日程第3及び日程第4、報告第10号及び報告第11号専決処分の報告については関連する案件でありますので、併せて町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第10号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。また、報告第11号につきましても、同法の規定により専決処分をいたしましたので、同様に議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 専決処分の報告について、損害賠償の額を定め、和解することについての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 上程議案集の2ページをお願いいたします。

報告第10号損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告についてご説明申し上げます。

1ページおめくりください。

令和3年5月10日、草壁本町888番地6前の国道において発生しました公用車の接触事故について、9月21日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故の概要でございますけれども、農林水産課職員の運転する公用車が草壁港前の国道を西から東に向かって走行していたところ、前を走行していた相手方の車両が交差点の手前で停車するために減速しておったんですが、それに気づくのが遅れ、追突したものでございます。相手方が首及び肩を痛め通院治療しておりましたが、今回治療が終了しましたため和解したものでございます。

1、和解の相手方は、町外在住の個人でございます。2、和解の内容につきましては、(1)にありますように、損害賠償金として25万3,383円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が、町村会の保険で賄われております。以上で説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、報告第11号専決処分の報告について、損害賠償の額を定め、和解することについての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 次に、上程議案集の4ページをお願いいたします。

報告第11号損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告についてご説明申し上げます。

1ページおめくりください。

令和3年7月9日に、池田2124番地、イマージュセンターの駐車場におきまして発生した公用車の接触事故につきまして、9月21日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故の概要につきましては、建設課職員が公用車をイマージュセンターの駐車場から発進するためにバックで出ようとしたところ、駐車場に進入してきた相手方の車両に気づかず接触したものでございます。こちら、双方の運転手にけがはございません。

1、和解の相手方は、町内在住の個人でございます。2、和解の内容につきましては、(1)にありますように、損害賠償金として3万800円をお支払いすることで合意しております。なお、こちら賠償金の全額は、町村会の保険で賄われております。以上で説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第40号 小豆島中学校体育館空調設備整備工事に係る工事請負契約
について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、議案第40号小豆島中学校体育館空調設備整備工事

に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第40号小豆島中学校体育館空調設備整備工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島中学校体育館空調設備整備工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 議案第40号小豆島中学校体育館空調設備整備工事に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集6ページです。

中学生の熱中症対策や大規模災害時の避難所の環境改善を図るため、小豆島中学校体育館に空調設備を整備するに当たり、予定価格が5千万円以上の工事請負契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、小豆島中学校体育館空調設備整備工事。2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約金額は8,265万4千円。契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町池田3464番地1、株式会社香川設備代表取締役緋田和孝です。

次のページをご覧ください。

概要書です。1から3につきましては、申し上げたとおりでございます。4、工期は、町の指定する日から令和4年3月18日まで。5、工事概要ですが、空調機器天つり型を10台、床置き型3台を設置いたします。ほかに、空調配管設備工事、電気制御設備工事、自家発電設備設置工事です。6、入札業者は、9社指名したうち、7社が入札し、2社が辞退いたしました。

次のページをご覧ください。

体育館の1階平面図です。アリーナの東西にあります通路に赤枠で表示していますように天つり型を8台、つり下げて設置いたします。体育館の北側、道路との間にあるスペースをフェンスで囲い、室外機、自家発電機、バルクを設置いたします。

次のページをご覧ください。

2階平面図です。アリーナの南側にある観客席の後ろに青枠で表示していますが、床置き型を3台とステージの上部に天つり型を2台設置いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号小豆島中学校体育館空調設備整備工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第41号 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る  
工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第41号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第41号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、植松都市下水路再整備計画に基づき、植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 議案第41号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負契約につきましてご説明をいたします。

上程議案集10ページをお開きください。

提案理由につきましては、この工事は、安田、植松地区の慢性的な浸水被害を解消するため、平成18年度に策定した植松都市下水路再整備計画に基づき、平成19年度より再整備事業に着手しています継続事業で、今回、雨水排水用の管渠を約69.8メートル布設するも

のです。

予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）でございます。  
2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。3、契約の金額は9,295万円でございます。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町安田甲143番地36、有限会社大和建设代表取締役初鹿博司でございます。

11ページをご覧ください。

工事の概要です。1、工事名、2、契約金額、3、落札業者は、先ほどご説明したとおりです。4、工期は、町が指定する日からとし、本議会の承認の日から令和4年3月22日までです。5、工事概要は、雨水管渠の布設工事で、布設延長が69.8メートル、仮設工として矢板を使用します。附帯工は、道路の舗装と水路の撤去と復旧です。6、入札業者は、指名を行った業者は11社で、参加業者は9社、辞退が2社です。

次に、12ページの位置図をご覧ください。

図面下が内海湾で、上が北となっております。薄い赤は国道436号と旧県道の町道でございます。工事区間につきましては赤の区間で、図面の左上が拡大図となっております。昨年度施行した八木石油の続きで、マルヨシセンターと内海石材の間の道で、既設下水路までの区間となっております。灰色は既に終わっている区間で、下流側に安田ポンプ場があります。今年度の施行をもちまして完了となります。

図面左下の図が標準断面図となっております。横が1,100ミリメートル、縦が1,500ミリメートルのボックスカルバートを布設いたします。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第42号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第42号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第42号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は衛生費5,711万4千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第42号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の13ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,711万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億7,385万1千円とするものであります。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

まず、歳入の補正であります。

15款国庫支出金、1項2目1節保健衛生費負担金、説明欄1の新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金5,351万1千円につきましては、ワクチン接種費用に対する国庫負担金を受け入れるもので、負担率は10分の10でございます。

同じく、2項国庫補助金、3目1節保健衛生費補助金、説明欄1の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金360万3千円につきましては、ワクチン接種における事務費に対する補助金を受け入れるもので、補助率は10分の10でございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項 6 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、10 節需用費、説明欄 1 の消耗品費10万円につきましては、ワクチン接種における問診票等のコピー代等を計上いたしております。その下の、11 節役務費、説明欄 1 の通信運搬費79万 9 千円につきましては、11 月から 3 月末までに送付する接種券の郵送代でございます。その下の12 節委託料、説明欄 1 の電算システム改修委託料42万 9 千円につきましては、3 回目のワクチン接種に対応するための電算システム改修費を計上いたしております。説明欄 2 の電算業務委託料100万円と説明欄 3 の接種券作成業務委託料127万 5 千円につきましては、接種券作成等の電算処理に要する費用を計上いたしております。説明欄 4 の新型コロナウイルスワクチン接種委託料5,351万 1 千円につきましては、大きく分けて 4 つの内容から成っております。

まず、1 点目は、2 回目接種から 8 か月を経過した方を対象に12 月から 3 月末までに接種が見込まれる5,500 人分のワクチン接種委託料として2,011万 5 千円を計上いたしており、医療従事者をはじめ高齢者施設の入所者や、おおむね70 歳代以上の高齢者が接種する見込みを立ててございます。

次に、2 点目として、7 月中旬から 8 月中旬にかけてワクチン供給が一時的に滞り、集団接種から個別接種へ変更したことによる追加の費用として1,108万 8 千円を計上いたしております。

次に、3 点目として、接種対象年齢が16 歳以上から12 歳以上に拡大されたことに加え、当初予算では、全体の接種率を75%と予測しておりましたが83%程度になると見込まれることから、1,400 人分の追加費用として965万 6 千円を計上いたしております。

最後に、4 点目として、小豆島中央病院が土曜日に行う接種に対し、休日加算の制度が設けられたことから、今回加算分の費用として1,265万 2 千円を計上したものであり、以上、接種委託料のトータルとして5,351万 1 千円を補正計上したものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大川議員。

○7 番（大川新也君） 70 歳以上で5,500 人分ということですけど、70 歳以下の方は随時行っていくのか、70 歳以上をもう限定とするのかが 1 点と、前回のようにイマージュセンターでの集団接種というのは考えてないのか、各個人病院での対応で行うのか。1 回目、2 回目のときは年齢をだんだん下げて周知して行ってましたけど、そのあたりの考えはい

かがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 1点目の、まず案内対象者が5,500人ということについてご説明申し上げます。

今回の3回目接種は、2回接種完了後8か月を経過した人ということが条件になっております。このため、今年度においては70歳以上の方までということで予定をしております。残りの方については、令和4年度に引き続き完了するまで実施するというので、現在のところ考えております。

また、ご案内につきましては、おおむね今の段階では8か月たつ人について大体1週間程度の間隔でその都度ご案内をしたいというふうに考えております。小豆2町で対象になる方が、まず医療従事者が740名、その次に、1月になると思いますが、高齢者施設の入所者とあと介護従事者、これらの方が2町でおおむね1,500名、その後80歳以上の方にご案内をして接種を進めていきましたので、小豆2町で5,000名程度、同じように3月も5,000名程度が小豆で来るというふうに考えております。

接種を開始したのが、6月の後半ぐらいがピークで結構の方が受けていただけたので、申込み状況に応じて3月あたりで集団接種の可否については様子を見て検討したいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 1回目、2回目の接種は、集団接種と個人病院との割合はどれぐらいあったんですか、出てないですか、それは。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 小豆島町の状況で申し上げますと、集団接種、イマージュセンターで実施したのは約20回になります。その間、約300名を接種しましたので、概数ですが6,000名、2回接種に換算すると3,000名の方に接種を受けていただいております。ただ、イマージュセンターのほうも、土庄の町民とか高松とか、そういう方もいらっしゃるのので、一概にこれの方が全て小豆島町の住民というふうにはなっておりません。細かい住民の内訳は、現在は持ち合わせておりません。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和3年第2回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前9時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員